

美浦村木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内に存する木造住宅の所有者が当該木造住宅の耐震診断を受けようとするときに、村が耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施することにより、地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及及び向上を図るとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を促進し、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 一戸建ての木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」に基づき、建築物の地震に対する安全性を一般診断法により評価することをいう。
- (3) 耐震診断士 建築士事務所に所属する建築士で、茨城県が開催した「茨城県木造住宅耐震技術者講習会」又は財団法人日本建築防災協会が開催した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講者で茨城県知事が認定した茨城県木造住宅耐震診断士をいう。

(対象建築物)

第3条 耐震診断士の派遣対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、村内に存する戸建住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えるもの）をいう。
- (2) 在来工法（土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。）又は枠組壁工法によって建築されたものであること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時において建築基準法第6条第1項各号に該当しなかった場合は、この限りでない。
- (4) 延べ床面積が30平方メートル以上のもの。
- (5) 他機関の同様の補助制度による補助を受けていないこと。
- (6) 所有者が別表1に掲げる村税等に滞納がないこと。

(耐震診断の実施)

第4条 村長は、所有者から申し込みがあった対象建築物について、予算の範囲内において、耐震診断士を派遣し、耐震診断を行うものとする。

(申込手続き)

第5条 この要綱に基づき耐震診断を受けようとする対象建築物の所有者（当該対象建築物が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1人をいう。）は、美浦村木造住宅耐震診断士派遣申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 村税等納付状況確認に関する承諾書（様式第2号）
- (2) 案内図（住宅の場所がわかるもの）
- (3) 住宅の平面図（設計図書または間取り図）
- (4) 建築時期および延べ床面積が確認できるもの
- (5) その他村長が必要と認める書類
（派遣決定）

第6条 村長は、前条の申込書の内容を審査し、耐震診断士の派遣を決定したときは、その旨を美浦村木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（様式第3号）により当該申込者（以下「派遣対象者」という。）に通知するものとする。

2 村長は、前項に規定する審査の結果、耐震診断士を派遣しないことを決定したときは、その理由を付けて、美浦村木造住宅耐震診断士非派遣決定通知書（様式第4号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

3 村長は、第1項の美浦村木造住宅耐震診断士派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

（耐震診断の辞退）

第7条 派遣対象者は、美浦村木造住宅耐震診断士派遣決定通知書を受けた後において、事情により耐震診断を辞退するときは、速やかに美浦村木造住宅耐震診断士派遣辞退届（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第8条 村長は、派遣対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の派遣の決定を取消することができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) その他村長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 村長は、前項の規定により派遣決定を取消したときは、その理由を付けて、美浦村木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書（様式第6号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

（耐震診断士の派遣）

第9条 村長は、第6条第1項の規定により耐震診断士の派遣を決定したときは、速やかに、耐震診断士を派遣しなければならない。

（派遣費用の負担）

第10条 耐震診断士の派遣に要する費用は、村が負担するものとする。なお、耐震診断以外の業務を耐震診断士に依頼した場合は、派遣対象者の負担とす

る。

(結果報告)

第11条 耐震診断士は、耐震診断が完了したときは、速やかに、村長にその旨を報告しなければならない。

2 村長は、前項の報告を受けたときは、美浦村木造住宅耐震診断結果報告書(様式第7号)により、速やかに、その結果を当該派遣対象者へ通知するものとする。

(派遣対象者に対する指導)

第12条 村長は、美浦村木造住宅耐震診断結果報告書に基づき、対象建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(守秘義務等)

第13条 耐震診断士は、当該耐震診断の業務に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。耐震診断士の登録の有効期間の終了後及び取消し後も同様とする。

2 耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 派遣事業に関し、派遣対象者に不必要な改修を勧めること。

(2) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(業務委託)

第14条 村長は、この要綱に規定する業務の一部又は全部を委託することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

1. 村税 (住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)
2. 介護保険料、後期高齢者医療保険料
3. 水道料金、水道事業加入分担金
4. 公共下水道事業使用料、下水道事業受益者負担金、 農業集落排水事業使用料、農業集落排水事業分担金
5. 小・中学校の給食費
6. 保育所の保育料
7. その他の税収外収入金